

令和4年9月16日

保護者様

柏崎市立東中学校

校長 中村富美子

「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」施行にともなう  
自転車損害賠償責任保険等の加入について（再度のお願い）

令和4年4月1日より、「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、10月1日から、「保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車賠償責任保険等に加入しなければならない」とされました。

については、児童生徒が、通学時のみならず、通学以外の場面においても、自転車を利用する際には、保険等への加入が必要となりますので、別紙資料を参照していただき、10月1日までに加入していただくようお願いいたします。

本件については、以前にもパンフレットとともにお願いしているところですが、確実にお手続きをいただけますよう、再度お願いいたします。

**裏面に県総務部交通安全対策室発行のたより**を掲載しました。加入方法について、分かりやすくまとめてありますので、ご確認ください。

【担当】

教頭 鴨井 淳一

TEL 24-2247